

農地所有適格法人報告書は、決算後(事業年度終了後)3か月以内に提出してください。

農地所有適格法人報告書

自 令和〇〇年 1月 1日

至 令和〇〇年12月31日

令和〇〇年 3月 1日提出

太田市農業委員会長 様

法人名 〇〇会社 〇〇〇〇〇〇

代表者の氏名 代表取締役 新田 太郎

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

法人登記簿に記載されている正式名称、法人設立形態、役職、氏名、所在地を記載してください。

1 法人の概要

主たる事務所の所在地	太田市〇〇町〇〇番地	電話番号	0276(〇〇)△△△△
代表者の住所	太田市〇〇町〇〇番地	電話番号	0276(〇〇)△△△△
経営面積(ha)	30.5 ha	田	25.5 ha
		畑	5.0 ha
		採草放牧地	ha
法人形態	〇〇会社		

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

記載要領1、2を確認してください。

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
米、大豆、野菜	農作業受託、加工販売	造園 農業以外も全て記入。

(2) 売上高

年度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	30,000,000	10,000,000
2年前(実績)	29,000,000	15,000,000
1年前(実績)	32,000,000	20,000,000
報告日の属する年 (実績又は見込み)	29,000,000	25,000,000

注:農業の売上げが過半になっていることが必要です。

注:別紙記載要領3を参照してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の3事業年度分をそれぞれ記載し、「申請日の属する年」欄には、直近終了事業年度の実績を記載します。

3 農地法第2条第3項第2号関係
構成員すべての状況

構成員は決算時の構成員名を記載してください。変更がある場合は、総会議事録の提出をお願いします。(定款に構成員が記載されている場合は定款の提出も必要です。)

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事状況		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
【株式会社の場合】 新田 太郎 太田 三郎	80 15	賃借権	20,000	12 か月 12 か月	12 か月 12 か月	
【農事組合法人の場合】 新田 次郎 農業 好男 太田 五郎	1 1 1	賃借権 賃借権 賃借権	10,000 8,000 8,000	12 か月 10 か月 11 か月	12 か月 10 か月 11 か月	

○別紙記載要領4を確認してください。
○「直近実績」欄は一年前の実績を「見込み」欄は直近に終了した事業年度の内容を記入してください。
以下同様とします。

(記載要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

議決権の数の合計	95
農業関係者の議決権の割合	95%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数(労務管理や市場開拓等も含みます。): 300日

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数
尾島 四朗	5

議決権の数の合計	5
関連事業者の議決権の割合	5%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
新田 太郎 太田 三郎	太田市〇〇町〇番地 太田市〇〇町〇番地	代表取締役 取締役	12か月 12か月	12か月 10か月	12か月 12か月	12か月 10か月

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
(1)に該当者がいない場合、記載してください。						

(2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
- ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- エ 農業生産に必要な資材の製造
- オ 農作業の受託
- カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「2 (1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2 (2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

4 「3 (1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

◆添付書類（農地法施行規則第58条第2項）

1 定款の写し

2 農事組合法人又は株式会社にあつてはその組員名簿又は株主名簿の写し

3 承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し

4 法第2条第3項第2号チに掲げる者が構成員となっている場合には、その構成員とその農地所有適格法人との間で締結された契約書の写しその他のその構成員が同号チに掲げる者であることを証する書面（その構成員が法第2条第3項第2号の政令で定める者である場合には、当該書面及び令第1条第1号から第4号までに掲げる者のいずれかであることを証する書面）

5 その他参考となるべき書類

決算報告書の写しの添付をお願いいたします。